



三九八、三三〇円
二六、六八六円

※募金総額
五五八、一〇六円

親やおとしよりがおられる
でしようか。

これらの人々の老後の生活
や扶養の問題を考えれば、
若い人にも年金を身近なものとして理解していただけ
るものだと思います。

「赤い羽根」共同募金
目標額達成

(目標達成率一一七%)

「赤い羽根」共同募金
目標額達成

よいた町だより 50. 1. 10発行

保健衛生だより

1月17日(金)	13時30分~14時30分
種痘	母子センター
対象者	S.48.1.1~S.48.5.31迄出生児
2月5日(水)	13時30分から14時30分
妊婦検診	母子センター
2月12日(水)	13時30分から15時
乳児検診	母子センター
2月17日(月)	13時30分から15時
一般健康相談	母子センター

毎年実施しております
「赤い羽根」共同募金は、
町民各位のご協力により、
四十九年度も目標額を上回
る好成績で完了させていた
だきました。
皆様のご高配に対し厚く
御礼申し上げます。
募金額は次の通りでした。

◎町内戸別募金額	八子	藤作殿	与板金屬株式会社殿	大口募金額
バッヂ募金	二、〇〇〇円	ママセンター殿	吉岡八十七殿	三九八、三三〇円
一六、六〇〇円	二、〇〇〇円	与板町保護司会殿	大橋信次殿	二六、六八六円
五〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	森均殿	吉野慎一殿	五五八、一〇六円
六〇、〇〇〇円	二、五〇〇円	高橋諭殿	斎藤物一郎殿	六〇、〇〇〇円

飲酒運転氏名公表欄

11月11日から12月25日まで
与板警察署管内検挙者 5名
与板町はありません。
『飲んだら乗るな
乗るなら飲むな』

◎その他募金額	八子	藤作殿	与板金屬株式会社殿	大谷文雄殿
バッヂ募金	二、〇〇〇円	ママセンター殿	吉岡八十七殿	萩野権太郎殿
一六、六〇〇円	二、〇〇〇円	与板町保護司会殿	大橋信次殿	高橋元吉殿
五〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	森均殿	吉野慎一殿	丸山重雄殿
六〇、〇〇〇円	二、五〇〇円	高橋諭殿	斎藤物一郎殿	田中安達哲雄殿

二十歳(成人)と 国民年金	川野政吉殿	立正佼成会壮年部殿	川野政吉殿	大谷文雄殿
二十歳になると、その日 から成人としての権利が与 えられ、また義務が課せら れます。	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
国民年金に加入すること もその義務のひとつです。 若い人にとつて、老後は よう。しかし、家庭には両 手あるかに遠い先のことです。	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
二十歳になると、その日 から成人としての権利が与 えられ、また義務が課せら れます。	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
二十歳になると、その日 から成人としての権利が与 えられ、また義務が課せら れます。	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円

わたしをかわいがってね
中町の久保誠商店前に新しい「公衆電話」がつけられました。
先月号のでんでんコーンでも御紹介しましたが、いままでの公衆電話とは全く異った、見た目にもスッキリしたスタイルで登場しました。
末永くかわいがり、せいぜいご利用ください。



として保存して下さい



ことしはうさぎ年

よいた

町だより 町長川上文平

No.103 1月号

昭和50年1月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会

卯は、十二支の第四位、方向では真東、一日の時間では午前六時前後、季節でいえば春三月弥生です。
これは、万物が生い茂るというときで、若芽が出はじめたころです。また一日のはじまりに太陽の光
ことしはどうないこと生れるのかな。
うさぎは、ちょうど山の端から顔を出した朝日のように、柔かいムードをもつていています。

人口の動き	
12月31日現在	
()は11月末との比較	
人口 男	7,828人 (-8人)
女	3,806人 (+1人)
世帯	4,022人 (-9人)
出生 転入	1,784 (±0)
死亡 転出	10人 22人

おもな内容	町長あいさつ	新しい民生委員さんは	2
お知らせ	もうすぐ一年生	議会議長あいさつ	3
保健衛生だより	有石黒産業が優良申告	保育園の入所申込みは	4
心配ごと相談所とは	法人による	火災予防の標語・作文	5
お知らせ	入選者発表	保健衛生だより	6



新年明けましておめでとうございます。
昭和五十年の新春を町民の皆様と共に迎えることが出来ました。心からお慶び申上げます。

旧年中に賜りました御厚情に対して心から御礼を申

与板町議会議長

塙沢二三郎

新春をむかえて

1975



御協力によりまして、完成又は着手の運びとなりましたことは、議会と致しましても喜びに耐えないと喜びます。事業につきましては、国並みに県当局の御指導と、町民各位の御理解と、御援助

建設、又役場庁舎改造工事の着手、農土一体となつて推進されます県営圃場整備事業の着手、広域事業で行われました無憂苑斎場組合の完成等でございます。又、町民等しく待ち望んでおりました黒川の河川整備事業の着手並びに高速道路網の整備と関連して、益々重要路線となりました県道与板北野線、塩の入隊道がございます。期待される五十年は、國においては総需要の抑制による経済の引締めが継続されますが、改良工事調査の着手等がござります。二つには、老人憩の家の建設、又役場庁舎改造工事の着手、農土一体となつて推進されます県営圃場整備事業の着手、広域事業で行われました無憂苑斎場組合の完成等でございます。

完成であります。

一つには、与板小学校の

完成であります。

一つには、老人憩の家の

完成であります。

③ 学習用具は、入学当初の指導の必要から、学校の話があるまでそがないでください。

この等事業が完成の暁に

立の上に立ち、残されまし

た公共事業の促進、生活環

境の整備、特に皆さんから

強い要望のありましたガス

事業の一日も早い着手、又

社会福祉の充実等について

日夜邁進を致す覚悟でござ

りますので、既に倍して御

理解と御支援を賜りますよ

うお願い致します。

これ等事業が完成の暁に

は我が与板町は、みどり豊

かな平安な地となることで

あります。

最後に郷土の繁栄と町民

の皆様の御多幸を切にお

祈り致しまして新年の挨拶

と致します。

④ 生活のしつけは、きび

しく身につけさせることで

あります。顔を洗う、うがいをす

る、歯をみがく、返事をす

るなど日常生活の基本を毎

日くりかえさせることです。

今日は寒いからとか、い

い加減にします

と、生活が乱れ

てもしなくとも

いいのだとい

う気持になつて

がんばりとか、勇

がなんとか、勇

い努力などの

宝物まで失つて

しまうことにな

うことです。い

うことで、い

うがんばりをしましょ

う。心くばりをしましょ

う。よくぶなのもので

よくことです。

う。日常の健康にも

十分注意して、

う。出発に遅れない

う。願います。

① 体の準備で

す。虫歯、耳鼻、

眼科、内科疾患

等は医師の指示

により治療して

おくことです。

最も重要な

ことです。

最後に郷土の繁栄と町民

の皆様の御多幸を切にお

祈り致しまして新年の挨拶

と致します。

② 持物は華美にならない

よう。じょうぶなもので

ある。今までそがないで

ください。こんな時期です

から身のまわりのものを大

きに使うことや、整理整頓

することはこまめにやらせ

たいのです。

③ 学習用具は、入学当初

の指導の必要から、学校の

話があるまでそがないで

ください。この等事業が

完成の暁に

立の上に立ち、残されまし

た公共事業の促進、生活環

境の整備、特に皆さんから

強い要望のありましたガス

事業の一日も早い着手、又

社会福祉の充実等について

日夜邁進を致す覚悟でござ

りますので、既に倍して御

理解と御支援を賜りますよ

うお願い致します。

これ等事業が完成の暁に

は我が与板町は、みどり豊

かな平安な地となることで

あります。

最後に郷土の繁栄と町民

の皆様の御多幸を切にお

祈り致しまして新年の挨拶

と致します。

④ 生活のしつけは、きび

しく身につけさせることで

あります。顔を洗う、うがいをす

る、歯をみがく、返事をす

るなど日常生活の基本を毎

日くりかえさせることです。

今日は寒いからとか、い

い加減にします

と、生活が乱れ

てもしなくとも

いいのだとい

う気持になつて

がんばりとか、勇

がなんとか、勇

い努力などの

宝物まで失つて

しまうことにな

うことです。い

うことで、い

うがんばりをしましょ

う。心くばりをしましょ

う。よくぶなのもので

よくことです。

う。日常の健康にも

十分注意して、

う。出発に遅れない

う。願います。

① 体の準備で

す。虫歯、耳鼻、

眼科、内科疾患

等は医師の指示

により治療して

おくことです。

最も重要な

ことです。

最後に郷土の繁栄と町民

の皆様の御多幸を切にお

祈り致しまして新年の挨拶

と致します。

② 持物は華美にならない</

民有林の開発に許可制

土地利用の適正化図る

知事の許可制を採用したものです。

一定規模以上の民有林開発を規制

許可の対象となる開発行為等は、保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除いた「地域森林計画の対象となつておる森林」内で土石の採掘、開墾その他土石

行為は許可されません。開発行為により周辺の面積が一ヘクタールを超える規模)のもので

地の形質を変更する行為での開発面積が一ヘクタールを超える規模(道路の場合は、新設または改築後の幅員が三メートルを超え、面積が一ヘクタールを超える規模)のもので

地域において、土砂の流出または、崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるとき。

★水の確保に著しい支障をおよぼすおそれがあるとき。

★周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるとき。

★水の確保に著しい支障をおよぼすおそれがあるとき。

★災害防止、水源のかん養、環境保全の三つの森林機能を総合判断するにあたり、森林の保護培養および森林生产力の増進に支障があるとき。

★申請にあたっては、開発しようとする区域の土地所有者三分の二以上の同意を得て林地開発許可申請書を所轄の林業事務所へ提出して下さい。(当町の場合は長岡林業事務所)

土地所有者の同意が必要

——よいた——

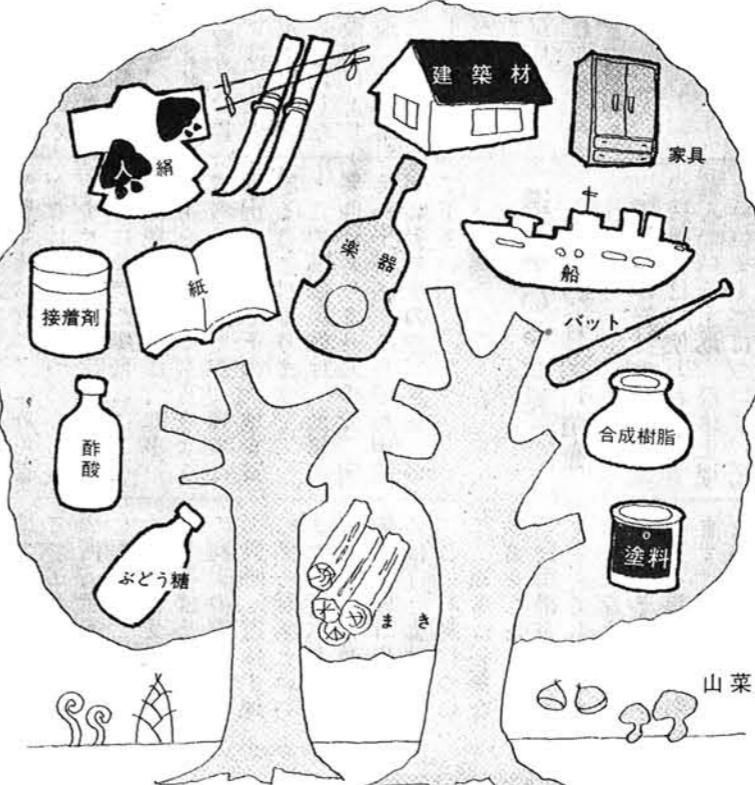
著しい周辺環境の悪化

森林法の改正に伴い、昭和四十九年十月二十一日から民有林の開発にあたつては事前に県知事の許可を受けなければならぬことになりました。森林はゴルフ場、スキー場、工場、土・砂利採取などの用地として、地価が安く、広範に利用できることから、森林内では数多くの開発が行われており、これらが土砂の流出、崩壊、地域社会の水の枯渇など、周辺の環境破壊をもたらしています。

森林の機能・保全を目的として

このような事態に対処して、森林のもつ公益的機能経済的機能の両面から、森林内の土地の適正な利用をはかることとし、そのための規制措置として、国・県市町村以外の企業者が森林を開発する場合において、森林

生活と森林からの生産物



おわりに

国土利用計画法、森林法の改正によって、土地利用の対策は、より一歩の前進をみることになります。これを柱にして、いろいろの対策を公共の福祉の増進という立場からより広くおし進め、わたしたちをとりまく国土と自然環境を守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境と、わたしたちが生きるために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしのできる農山漁村と都市を創り出していくことを目さしていま

壊すること等については公正に判断して規制をすれば、適正な土地利用対策を立て、土地は私達が生活する上の共通の財産であるとの認識のもとに、我々の福祉向上に役立てていきたるものと思います。この法律は、国土法が昭和四十九年十二月二十四日森林法が昭和四十九年十月三十日から施行され、国県、市町村が一体となつて土地利用対策をおしそすめております。町民のみなさんも、この法律のもつ意義を理解され、協力下さるようお願い致します。尚、不明な点、詳わしいことをお知りになりたい方は県土地利用対策課、林業事務所、役場にお問い合わせ下さい。

国土利用計画法の三本の柱

国土利用計画法は、国土を総合的、計画的に利用していくために必要な手段について定めたもので、次の三つの柱からなっています。

① 土地利用に関する計画の策定

★国土の計画的利用をはかるため、そのもとになる国土利用計画法を定めること。

② 土地の取り引きを規制

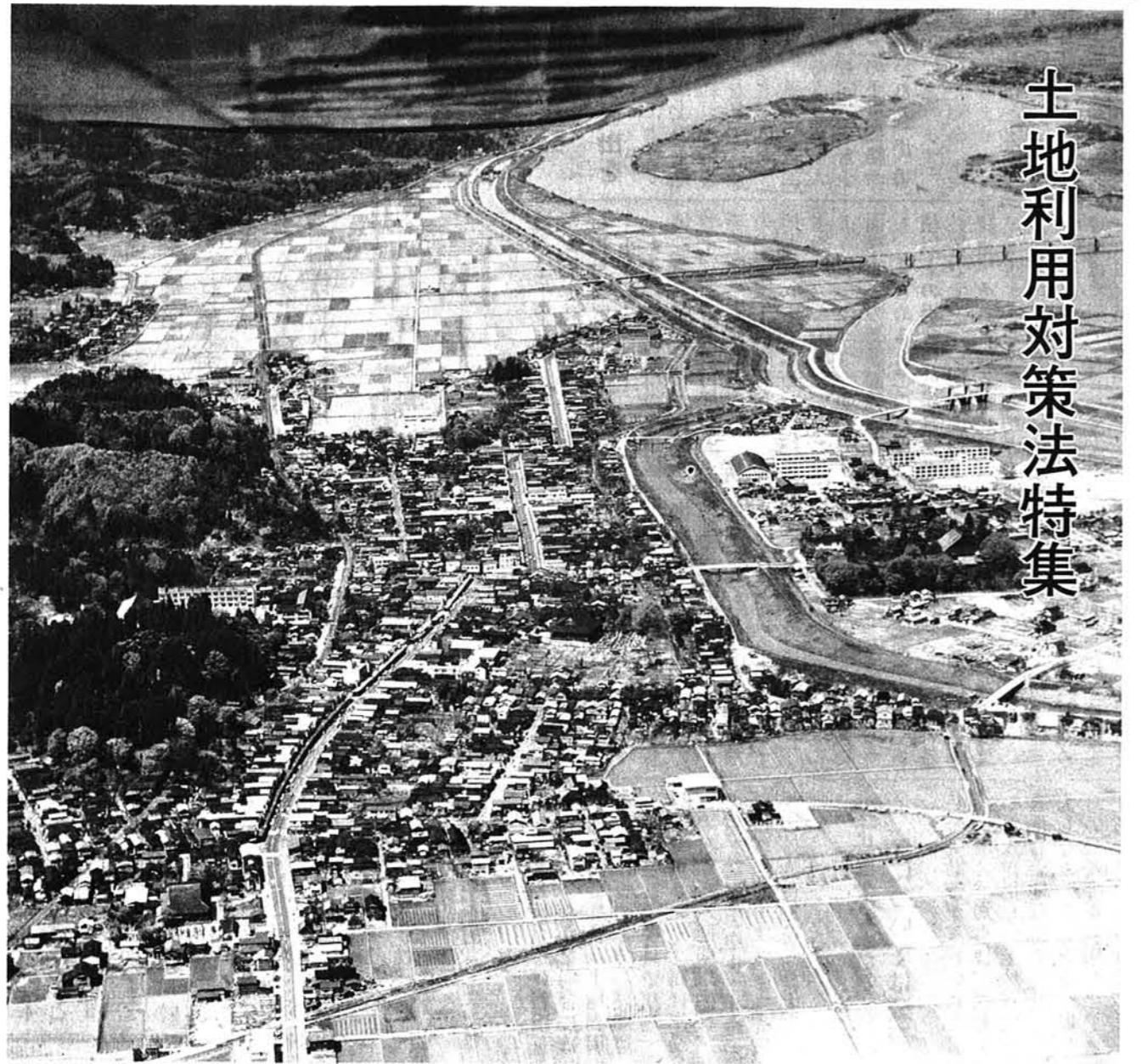
★地価の値上がり防止と正しく望ましい土地利用をはかるため、一定条件のもとに土地の取り引きを規制すること。

③ 遊休土地の有効利用

遊んでいる土地を公共の福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたこ

特集号

昭和50年1月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町企画調整室



とじて保存して下さい

国土利用計画法は、国土を総合的、計画的に利用していくために必要な手段について定めたもので、次の三つの柱からなっています。

① 土地利用に関する計画の策定

★国土の計画的利用をはかるため、そのもとになる国土利用計画法を定めること。

② 土地の取り引きを規制

★地価の値上がり防止と正しく望ましい土地利用をはかるため、一定条件のもとに土地の取り引きを規制すること。

③ 遊休土地の有効利用

遊んでいる土地を公共の福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたこ

